

平成 25 年 10 月 25 日

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果  
—説明責任の向上に向けて—

総務省では、各府省が実施した租税特別措置等に係る政策評価について、点検を行った結果を取りまとめましたので、公表します。

(連絡先)

行政評価局客観性担保評価担当室

担当：佐藤、田中、小林

電話：03-5253-5403 (直通)

FAX：03-5253-5464

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/torikumi.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/torikumi.html)

# 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 —説明責任の向上に向けて—

平成25年10月

総務省行政評価局

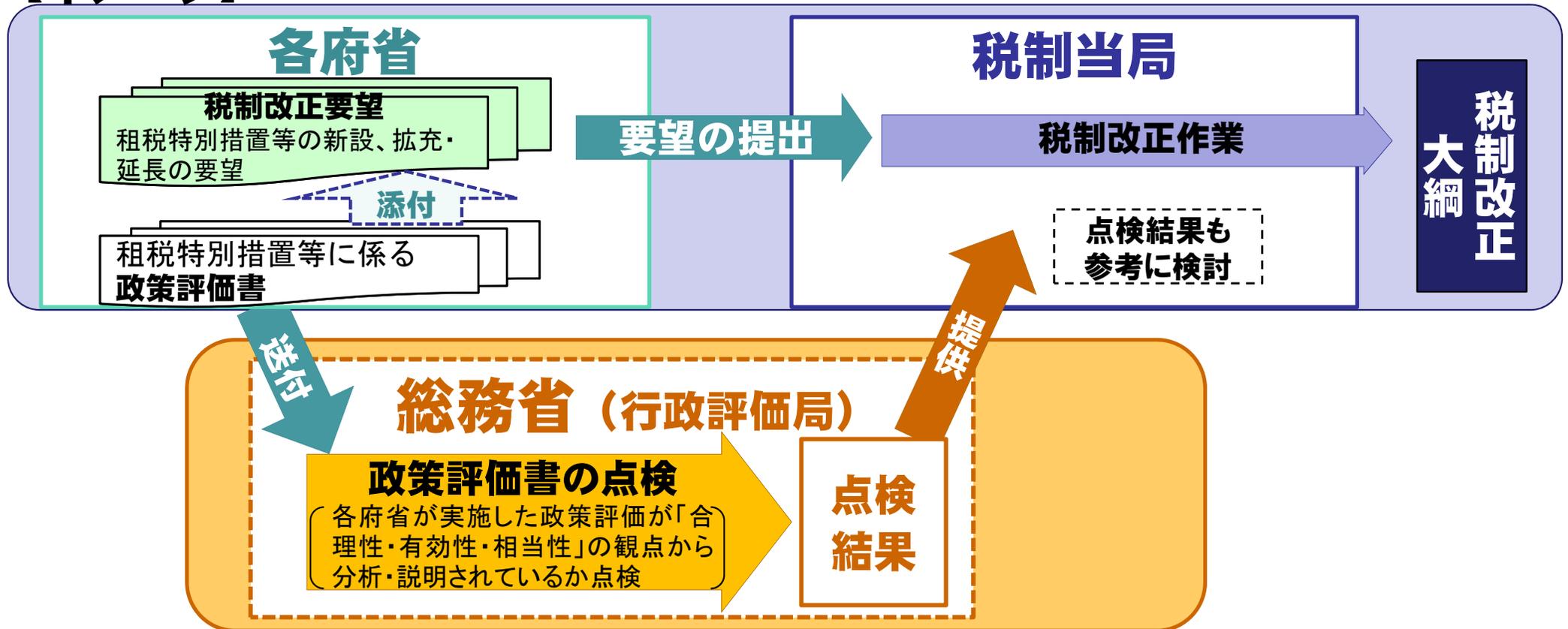
## 目次

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果概要	
・点検の仕組み	・・・P1
・点検結果(概要)	・・・P2
点検の例(イメージ)	・・・P3～P5
租特透明化法に基づく適用実態調査結果の活用例(イメージ)	・・・P6
各府省の取組状況について	・・・P7
点検結果の一覧表	・・・P8～P17
【参考】租税特別措置等に係る政策評価の義務付け対象等	・・・P18

# 点検の仕組み

- 租税特別措置等に係る政策評価  
[対象] 法人税（国税）、法人事業税（地方税）、法人住民税（地方税）等
- 各府省が評価 ⇒ 総務省が点検  
[点検の観点] ①背景にある政策の「合理性」  
②政策目的に向けた手段としての「有効性」  
③補助金等の政策手段と比した「相当性」  
※ 租税特別措置等そのものの要否を判断しているものではない。

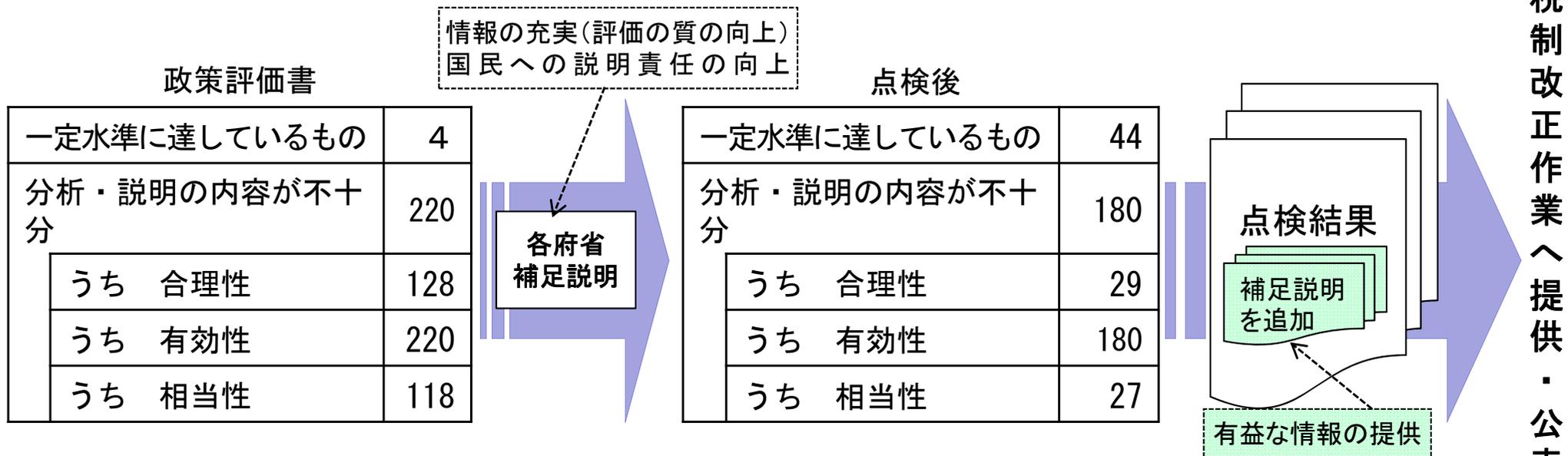
## 【イメージ】



# 点検結果（概要）

- 平成26年度税制改正要望に際し実施された政策評価224件を点検。  
※ 国交省63件、経産省51件、内閣府26件、厚労省19件、農水省17件 等
- 当省による点検により、分析・説明の内容が一定水準に達したものは40件（昨年度:33件, 一昨年度:16件）。  
※ それ以外に、当初から、分析・説明の内容が一定水準に達していたものは4件。
- 本年度から租特透明化法に基づく適用実態調査結果（平成23年度）等の活用により、分析が向上。  
⇒ 今後の調査結果の蓄積による更なる質の向上に期待。
- 有効性（費用対効果）の分析・説明が引き続き課題（224件中180件）。

## 点検作業



(注1) 事項要求に係る評価で、詳細が記載されておらず、一定水準に達しているか否か判断できないものについては、分析・説明が不十分なものに分類。  
(注2) 「合理性」、「有効性」、「相当性」について、一つの評価書において複数の区分にわたる課題を指摘しているため、合計は「分析・説明の内容が不十分」の件数に一致しない。



# 点検の例（イメージ）①

※実際に提出された評価書を参考に、イメージとして作成したものの

## ・背景にある政策の「合理性」の説明について

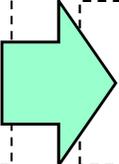
租税特別措置等の名称	〇〇設備に係る特例措置の延長（法人税）
要望の内容	△△の安全基準を満たす〇〇設備の割増償却制度（現行割増償却率15%、3年間）の適用期限を3年延長する。
効果・達成目標の実現状況	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》          （分析対象期間：平成21年度～24年度）          〇〇設備のうち△△の安全基準に適合する割合          平成21年度：約20% → 平成24年度：約42%          本税制特例を始めとした関連施策が△△安全基準を満たす設備の割合向上に貢献している。</p> <div data-bbox="376 911 1211 970" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>指摘を受けて点検過程でなされた補足説明</p> </div> <p>前回要望における目標は、平成25年度における割合が約50%であり、これまでの推移を踏まえると、当該目標を達成する見込み。          これまで、平成22年度27%、23年度35%、24年度42%と割合は堅調に伸びており、また、・・・という新たな要因が発生したことからも、引き続き本特例を通じた〇〇設備の導入を促進する必要がある。</p>

点検における指摘

前回要望時における目標が示されていないため、既に目標が達成されているのかどうか明らかでなく、また、租特が引き続き必要である理由も明らかではない。



補足説明により、当初の目標の達成状況及び引き続き租特が必要な理由が説明されたため課題が解消





## 点検の例（イメージ）②

### ・政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明について

効果・達成目標の実現状況

《税込減を是認するような効果の有無》  
（分析対象期間：平成21年度～24年度）

本租特は、〇〇設備の導入に当たって、毎年度確実に適用され、その結果、△△の基準を満たした〇〇設備の割合も着実に増加しており、安全性が高まっていることから、税込減を是認する効果が認められる。

指摘を受けて点検過程でなされた補足説明

本租特を活用した事業者にアンケートを行ったところ、本租特があったために、△△の基準を満たした〇〇設備の導入を決定したと回答した事業者は全体の7割となっている。

本租特の適用件数は毎年度40件程度となっていることから、その7割に相当する年間約30件程度の設備が本租特により導入され、安全基準に適合する割合が毎年度4%程度押し上げられていると考えられ、本租特により〇〇設備の安全性の向上が図られている。

点検における指摘

〇〇設備の割合の増加を基に効果が説明されているが、〇〇設備の割合の増加に関しては、租特以外の要因による影響があると考えられるため、租特がどの程度増加に寄与したかを分析した上で、税込減を是認する効果の有無を説明する必要がある。

補足説明により、租特の寄与度が説明されたため課題が解消



## 点検の例（イメージ）③

### ・ 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明について

他の支援措置や義務付け等との役割分担

同様の政策目的を有する支援措置として△△補助事業があるが、本特例は、△△化に要する負担を軽減するインセンティブを与える支援制度である。

指摘を受けて点検過程でなされた補足説明

租特との役割分担については、△△補助事業は、■■■設備に限定した支援措置であり、対象事業者も■■■設備を有する者に限る措置である。

一方で、本措置は設備の種別を問わず、△△化に寄与する設備全てを対象として設備投資のインセンティブを事業者に与えるものであり、その有する役割は異なる。

点検における指摘

本租特と同様の政策目的を有する他の支援措置がある場合には、その役割分担について説明する必要がある。

既存の△△補助事業と租特との役割分担について説明されたため課題が解消



# 租特透明化法に基づく適用実態調査結果の活用例（イメージ）

## 前回要望時（平成22年度）の評価

適用数等	<p>適用実績</p> <p>平成19年度1,300件 平成20年度1,200件 平成21年度1,400件 平成22年度～25年度1,300件（見込み）</p> <p>※適用実績は××アンケート調査結果から推計。 ※平成22～25年度については、直近3年の平均。</p>
------	---

実績を把握することができないので、アンケートの調査結果を基に適用実績を推計。  
⇒ アンケート調査の精度、推計方法により、推計値が大きく変動。



## 今回の評価

適用数等	<p>適用実績</p> <p>平成22年度2,000件 平成23年度2,100件 平成24年度2,200件 平成25年度～28年度2,100件（見込み）</p> <p>※平成23年度の適用実績は租税特別措置の適用実態調査結果より。 ※平成22年度及び24年度の適用実績は23年度の適用実績に〇〇調査における△△指数の伸び率を乗じて推計。 ※平成25～28年度については、直近3年の平均。</p>
------	---

適用実態調査結果により、平成23年度の実績が把握可能に。  
当該数値を用いることにより、より実態を反映した適用実績の推計等が可能になり、分析が向上。  
⇒ 今後、調査結果が蓄積されることにより、更なる質の向上に期待。

# 各府省の取組状況について

## 【要望の区分ごとの件数】

新設、拡充又は延長を要望する租税特別措置等に対する評価					期限の定めのない租税特別措置等に対する評価など	合 計
新 設	拡 充	延 長	拡 充 延 長	小 計		
76	29	62	29	196	28	224

## 【府省ごとの件数】

府省名	件数	府省名	件数	府省名	件数
内閣府	26	財務省	3	経済産業省	51
金融庁	9	文部科学省	8	国土交通省	63
復興庁	5	厚生労働省	19	環境省	11
総務省	10	農林水産省	17	防衛省	2
				合 計	224

(※詳細は次ページ以下を参照)

# 点検結果の一覧表

## <点検結果の一覧表の見方>

1. 「制度名」 各評価書に記載されている租税特別措置等の名称を記載。
2. 「区分」 租税特別措置等の要望区分等に応じて、以下を記載。
  - 新 設：租税特別措置等の新設要望に係る評価を表す。
  - 拡 充：租税特別措置等の拡充要望に係る評価を表す。
  - 延 長：租税特別措置等の延長要望に係る評価を表す。
  - 拡・延：租税特別措置等の拡充及び延長要望に係る評価を表す。
  - 事 後：期限の定めのない租税特別措置等に対する評価などを表す。
3. 「義務付け」

評価が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る評価である場合に「有」を記載。
4. 「分析・説明が一定水準に達している」

各府省が補足説明を行った結果、評価の分析・説明が一定水準に達したものに「☆」を記載。
5. 「分析・説明が不十分」 点検結果の内容に応じて、「●」、「※」又は「—」を記載。
  - ：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
  - ※：点検過程における各府省からの補足説明により課題が解消したもの。
  - ：区分（新設及び事後）の性質上、記載の必要のないもの等。
  - ／：措置内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないもの。

政策目的の根拠等	租税特別措置等の背景にある政策目的が、法律や閣議決定等に規定されるなど、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして位置付けられていることが説明されているか。
当初の目標の達成状況等	当初（租特創設時や前回要望時）の目標が達成されているか否かが説明されているか。 租税特別措置等を継続する理由（達成されていない場合は、その原因分析も併せて）が説明されているか。
僅少・偏り	適用数が当初の想定と比較して僅少であったり、特定の者に偏っていないかが説明されているか。
税収減の是認効果等	租税特別措置等による税収減に見合う有効性（費用対効果）が説明されているか。
租特の手段をとる必要・適切性	他の政策手段（補助金や規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが適切であると考えられる理由が説明されているか。
他の支援措置との役割分担	他の政策手段がある場合に、租税特別措置等との役割分担がなされていることが説明されているか。

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担
内閣府										
内閣01	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充	拡充	有			※	●	●		
内閣02	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長	延長	有			※	※	●		※
内閣03	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設	新設	有			—	—	●		
内閣04	特定収入に係る消費税制上の所要の措置	新設				—	—	●		※
内閣05	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長	拡・延	有			※	※	●		※
内閣06	国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設	新設	有			—	—	●		※
内閣07	国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設	新設	有			—	—	●		※
内閣08	国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和	新設	有			—	—	●		※
内閣09	地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長	延長				※	●	●		※
内閣10	地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充	拡充	有			※	※	●		※
内閣11	地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設	新設				—	—	●		※
内閣12	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例	延長				※	※	●		●
内閣13	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設	新設	有			—	—	●		※
内閣14	浸水防止用設備に係る特例措置の創設	新設	有			※	—	—	●	
内閣15	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	新設	有			—	—	●		※
内閣16	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	延長	有			※	●	●		※
内閣17	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設	新設	有			—	—	●		●
内閣18	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設	新設	有			—	—	●		
内閣19	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充	拡充	有				※	●		
内閣20	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	拡充	有				※	●		●
内閣21	沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充	拡充	有				※	●		
内閣22	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充	拡充	有				※	●		
内閣23	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	拡充	有			※	※	●		※
内閣24	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●		※
内閣25	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●		※
内閣26	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●		※

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担
金融庁										
金融01	日本版スークに係る非課税措置の恒久化	延長	有			※	※	●	●	●
金融02	損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外	延長	有		※	※	※	●	※	
金融03	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	延長	有			●		●		
金融04	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長	延長	有			●		●	※	
金融05	投資法人等に係る導管性要件等の見直し	拡充	有			※	※	●		
金融06	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長	延長	有			※	※	●		※
金融07	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充	拡充	有			※	●	●		
金融08	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	新設	有			—	—	●		※
金融09	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	事後	有			※	※	●	※	※
復興庁										
復興01	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長	延長				●	●	●	●	※
復興02	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）	延長				※	※	●	※	
復興03	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和	拡充		☆		※	※	※	※	
復興04	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長	延長					●	●	●	●
復興05	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長（延長）	延長				※	※	●	※	
総務省										
総務01	放送ネットワーク災害対策促進税制の創設	新設	有			—	—	●	※	※
総務02	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例	延長	有				※	●	※	
総務03	研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—	—	※	※	※
総務04	中小企業投資促進税制の拡充	拡・延	有			※	※	●		
総務05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆			※	※		
総務06	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡・延	有	☆			※	※		
総務07	優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長	延長	有			※		●	※	
総務08	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	延長	有			※	※	●		
総務09	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有				●	●		
総務10	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	拡充	有				※	●	●	

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担
財務省										
財務01	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長	延長	有	☆						
財務02	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	延長	有			※		●		
財務03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	延長	有			※		●		
文部科学省										
文科01	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※	
文科02	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※	
文科03	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※	
文科04	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆			※	※		
文科05	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆			※	※		
文科06	(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置	新設	有			—	—	●	※	※
文科07	研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆	※	—	—	※	※	※
文科08	(独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置	新設	有		※	—	—	●	※	※
厚生労働省										
厚労01	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置	新設		☆	※	—	—	※		※
厚労02	社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し	新設	有		●	—	—	●		
厚労03	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置	新設				—	—	●	※	●
厚労04	雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の延長等	拡・延	有			●	※	●	※	
厚労05	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	延長	有		※		※	●	※	※
厚労06	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等	拡・延	有			※	※	●		※
厚労07	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充	拡充				※	※	●		
厚労08	公害防止用設備に係る特例措置の延長	延長	有		※	※	●	●	●	
厚労09	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	新設	有			—	—	●		※
厚労10	交際費課税の見直し	拡・延	有			●	●	●	●	
厚労11	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆	※		※	※		
厚労12	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※	

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担
厚労13	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置	新設	有		—	—	●	※		
厚労14	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置	新設	有		—	—	●	※		
厚労15	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	延長	有		※	※	●			
厚労16	中小企業投資促進税制	拡・延	有		※	※	●			
厚労17	研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆	※	—	※	※	※	
厚労18	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆	※		※			
厚労19	社会保険診療報酬の所得計算の特例	事後	有			●	●	●	※	
農林水産省										
農水01	・特定農産加工品生産設備等の特別償却（特定農産加工業経営改善臨時措置法） ・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置	延長	有				●	※		
農水02	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長	延長	有	☆						
農水03	中小企業投資促進税制の拡充（食品企業者関係）	拡・延	有	☆		※	※	※		
農水04	中小企業投資促進税制の拡充（農業者関係）	拡・延	有				●			
農水05	中小企業投資促進税制の拡充（森林組合等関係）	拡・延	有	☆				※		
農水06	中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係）	拡・延	有	☆						
農水07	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	延長	有				●			
農水08	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）	延長	有			※	●			
農水09	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地区域等内にある土地等）	延長	有			※	●			
農水10	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）	延長	有	☆				※		
農水11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除	拡充	有			●	※	●		
農水12	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	延長	有			●	※	●	※	
農水13	企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃	新設	有		※	—	—	●	※	
農水14	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有				●	●		
農水15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆			※	※		
農水16	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡・延	有	☆			※	※		
農水17	研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—	—	※	※	

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担
経済産業省										
経産01	生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設	新設	有			—	—	●		※
経産02	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けた事業の分離・経営資源統合を促進するための税制措置の創設	新設	有			—	—	●	※	※
経産03	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けたベンチャーファンドへ出資する企業への税制措置の創設	新設	有			—	—	●		
経産04	車体課税の抜本的見直し	拡充				※	●	●	●	
経産05	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長	延長	有		※	●	※	●	※	※
経産06	小規模事業者の振興を図るための税制措置の整備	新設				—	—	●		●
経産07	中心市街地活性化のための税制措置の創設	新設	有			—	—	●		
経産08	海外投資等損失準備金の延長	延長	有		※	※	※	●		
経産09	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	新設				—	—	●		
経産10	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等（租税特別措置法89条の2）	拡充		☆	※	※	※	※		
経産11	移出または引取りに係る揮発油及びびみなし揮発油の特定用途免税（租税特別措置法89条の3、89条の4、90条、90条の2）	拡充		☆	※	※	※	※		
経産12	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税（租税特別措置法90条の4）	拡充		☆	※	※	※	※		
経産13	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税（租税特別措置法90条の4の2）	拡充		☆	※	※	※	※		
経産14	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法90条の5）	拡充		☆	※	※	※	※		※
経産15	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法90条の6の2）	拡充		☆	※	※	※	※		※
経産16	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置の創設	新設			※	—	—	●		
経産17	創業支援事業計画（仮称）認定地域における登録免許税の軽減措置の創設	新設				—	—	●		
経産18	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	新設	有			—	—	●		※
経産19	原子力発電施設解体準備金の見直し	拡充	有		※	※		●		※
経産20	アジア拠点化のための税制措置の延長	延長	有					●		
経産21	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長	延長				※	※	●	※	
経産22	特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長（苛性ソーダ製造のための自家発電用石炭）	延長			※	●	●	●		
経産23	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長	延長	有		※		※	●	●	
経産24	事業再生・再チャレンジ等に係る個人保証債務の免除益課税の特例措置の創設	新設				—	—	●		※
経産25	産業競争力強化法（仮称）に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の創設	新設				—	—	●	※	
経産26	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆			※	※		

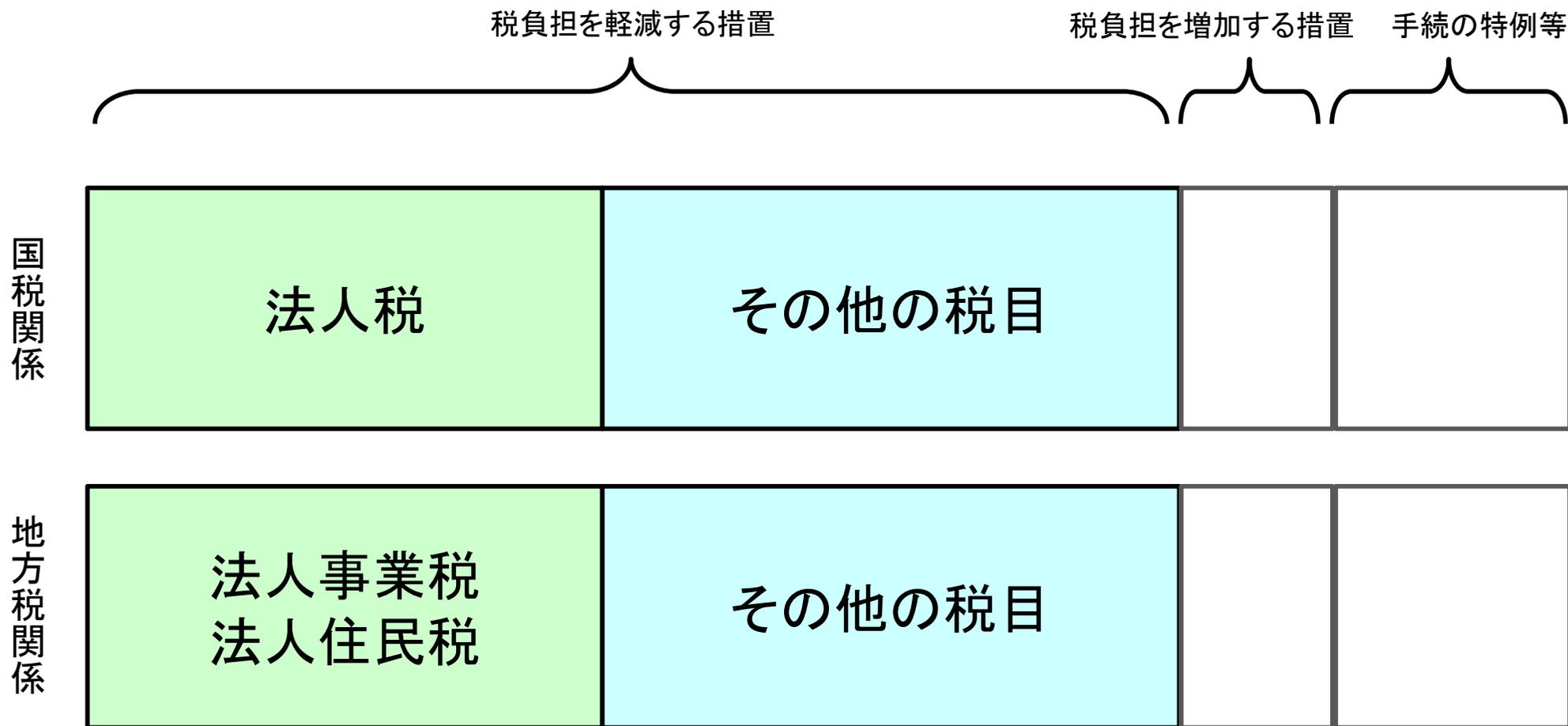
番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担
経産27	中小企業投資促進税制の拡充	拡・延	有		※	※	●			
経産28	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	延長	有		※	※	●			
経産29	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長	延長	有	☆			※			
経産30	研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆	—	—	※	※	※	
経産31	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	新設	有		—	—	●		※	
経産32	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置	新設			—	—	●	※	●	
経産33	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長	延長			●	●	●	●	※	
経産34	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和	拡充		☆	※	※	※	※		
経産35	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長	延長				●	●	●	●	
経産36	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充	拡充	有			※	●			
経産37	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	拡充	有			※	●	●		
経産38	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充	拡充	有			※	●			
経産39	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	拡充	有		※	※	●	※		
経産40	中心市街地活性化のための税制措置の創設	新設	有		—	—	●			
経産41	電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充	拡・延	有		※	●	●		※	
経産42	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	有		※	—	—	●	※	
経産43	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	有	☆	※	—	—	※		
経産44	鉱区税のみなし期間に関する措置	新設		☆	※	—	—	※	※	
経産45	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	延長			※	●	●			
経産46	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆		※	※			
経産47	公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長	延長			※	※	●			
経産48	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設	新設			※	—	—	●	※	
経産49	中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置（異常危険準備金制度等への火災等共済組合の対象化）（うち保険会社等の異常危険準備金）	延長	有		※	※	●	※	※	
経産50	所得拡大促進税制の見直し	拡・延	有			●			※	
経産51	中小企業者等に係る所得拡大促進税制の見直し	拡・延	有			●			※	

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担
国土交通省										
国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆			※	※		
国交02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆		※	※	※		
国交03	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設	新設			※	—	—	●	※	
国交04	研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設	新設	有	☆		—	—	※	※	※
国交05	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有				●	●		
国交06	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長	延長					※	●	●	
国交07	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長	延長	有				※	●	※	
国交08	土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の停止期限の延長	延長	有			※	※	●	※	※
国交09	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長	延長	有		※	※		●		
国交10	投資法人等に係る導管性要件等の見直し	拡充	有			※	※	●		
国交11	都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設	新設	有		※	—	—	●		
国交12	誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設	新設	有		※	—	—	●		
国交13	空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設	新設	有		※	—	—	●	●	
国交14	都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設	新設	有		※	—	—	●	※	
国交15	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	有				●	●		
国交16	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	有		※	※	※	●		
国交17	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設	新設	有			—	—	●	※	●
国交18	外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設	新設	有			—	—	●	※	
国交19	浸水防止用設備に係る特例措置の創設	新設	有		※	—	—	●		
国交20	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長	延長	有			※		●		
国交21	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度（延長）	延長				※	※	●	※	
国交22	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	延長	有			※	●	●		※
国交23	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設	新設	有			—	—	●		
国交24	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設	新設	有			—	—	●		
国交25	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	新設	有			—	—	●		※
国交26	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）	延長				※	※	●	※	

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担
国交27	J R北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	延長	有	☆		※		※		
国交28	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	延長	有	☆		※		※		
国交29	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設	新設	有			—	—	●	●	
国交30	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長及び拡充	拡・延	有			●	※	●		
国交31	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長	延長	有		※	※	※	●		
国交32	バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設	新設	有			—	—			
国交33	L N G船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設	新設	有			—	—			
国交34	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の創設	新設	有			—	—	●		
国交35	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設	新設	有			—	—	●		
国交36	大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充	拡充	有				※	●		
国交37	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	有					●		
国交38	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設	新設	有			—	—	●		
国交39	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長	延長	有			※		●	※	
国交40	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	拡充	有			※	※	●	※	
国交41	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有				※	●		※
国交42	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	事後	有			※	※	※	●	
国交43	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	事後	有			※	※	※	●	
国交44	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	事後	有			※	※	※	●	
国交45	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※	※	※	●	
国交46	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例	事後	有				※	※	●	
国交47	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	事後	有			※	●	●	●	※
国交48	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	事後	有			※	●	●	●	
国交49	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	事後	有			※	●	●	●	※
国交50	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※	●	●	●	
国交51	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※	●	●	●	●
国交52	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有				※	※	●	※
国交53	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	事後	有	☆		※	※	※	※	※

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要・適切性	他の支援措置との役割分担
国交54	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	事後	有		※	●	●	●		※
国交55	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	事後	有			●	●	●		
国交56	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			●	※	●		
国交57	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	事後	有		※	※	※	●		
国交58	中部国際空港整備準備金	事後	有			※		●	●	※
国交59	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	事後	有		※	※	※	●		
国交60	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	事後	有		※	※	※	●		
国交61	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有		※	●	※	●		
国交62	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有		※	●	※	●		
国交63	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有			※		●		
環境省										
環境01	ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置	新設	有			—	—	●		
環境02	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設	新設	有			—	—	●	※	
環境03	使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置	新設	有		※	—	—	●	※	
環境04	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長	延長	有		●	※	●	●	●	
環境05	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有			—	—			
環境06	研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆	※	—	—	※	※	※
環境07	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆	※		※	※		
環境08	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆	※	※	※	※		
環境09	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	新設	有			—	—	●		※
環境10	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	事後	有		●	●	●	●	●	
環境11	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有		●	●	●	●	●	
防衛省										
防衛01	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	延長	有	☆						
防衛02	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	事後	有	☆						

# 【参考】 租税特別措置等に係る政策評価の義務付け対象等



法令上の事前評価の義務付け対象範囲

基本方針に基づく事後評価の義務付け対象範囲

基本方針に基づく事前評価の努力義務の対象範囲

基本方針に基づく事後評価の努力義務の対象範囲

注)  
 法令：  
 行政機関が行う政策の評価に関する法律  
 （平成13年法律第86号）  
 基本方針：  
 政策評価に関する基本方針  
 （平成17年12月22日閣議決定）